

## 復興推進計画の認定について

### 〈市長コメント〉

復興特別区域における税制上の特例措置を受けるため、宮城県と本市を含めた県内34市町村の共同で、復興推進計画「宮城県民間投資促進特区」を、先月27日に内閣総理大臣あて、申請しておりましたところ、先ほど、全国で第一号の認定を受けたとの報告がなされました。

今回認定を受けた計画は、宮城県全体の調整会議において、「ものづくり産業」を第一次計画として策定することとし、対象業種を、既存の企業立地促進法に基づく「企業立地促進計画」に定める「自動車、高度電子機械、食品」の3業種に、「木材関連産業やクリーンエネルギー関連産業」などの5業種を加えた、8業種としております。

本市における「復興産業集積区域」につきましては、工業団地などの産業集積に適する区域として、都市計画法の用途地域に定める「工業専用地域、工業地域、準工業地域」の内の既存住居地を除く地域及び既存企業が一定数集積している地域等を設定しております。

また、税制の特例措置は、国税と地方税がありますが、詳細は別紙資料のとおりであります。

なお、ICT産業や、農業、商業、観光業等の他の業種についても、今後宮城県と連携し、それぞれの業種に応じた「復興産業集積区域」を検討、追加する予定であります。